

新  
年  
金

# 共済組合も仲間入り

## 配偶者は第3号被保険者に

4月1日から共済組合の組合員も第2号被保険者として、又組合員に扶養されている配偶者は第3号被保険者として、それぞれ国民年金に加入することになりました。今回は、特にこの第3号被保険者の届け出についてお知らせします。

公務員など、共済組合の組合員に扶養されている配偶者の方も、4月から個人で国民年金の保険料を納める必要のない加入者（第3号被保険者）として、全員が国民年金に加入することになりました。（保険料は、拠出金として共済組合で負担することになります）

### 届出が必要です

この第3号被保険者に該当する方で、現在国民年金に任意加入している方は、社会保険庁から勤務先を通して配付される届出用紙に所要事項を記入し、夫又は妻の勤務先で確認を受けてから、3月31日までに住民課へ提出してください。（郵送も可）

◎勤務先で確認を受けない場合は、次の書類を添えて持参してください。

○私立学校教職員は—  
私立学校教職員共済組合員証

（又は私立学校教職員共済組合員資格証及び健康保険被保険者証）

○農林漁業団体職員は—  
健康保険被保険者証及び農林漁業団体職員共済組合の組合員証

○国家・地方公務員等は—  
共済組合員証、又は遠隔地被扶養者証若しくは船員被扶養者証

○地方職員の団体組合員は—  
健康保険被保険者証及び地方職員共済組合団体組合員証

◎夫又は妻の勤務先が届書の手りまとめと提出の代行を行っている場合には、勤務先へ提出してください。

◇これらの手続きを忘れると、納めなくてもよい保険料を納めたり年金が受けられなくなったりしますので注意してください。

### 第2号被保険者

厚生年金、船員保険、共済組合に加入しているサラリーマン



第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人



### 未加入の人は

現在、国民年金に加入していない方は、4月1日から5月1日までに住民課へ提出してください。（郵送も可）

なお、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ①厚生年金、船員保険、共済組合の加入者
- ②大正15年4月1日以前に生まれた人
- ③夫又は妻の扶養になつていない人（健康保険証に自分の氏名が載っていない等）

### 変更の場合には

届け出をした後に、夫又は妻が退職したり、扶養されなくなったときは、必ず届け出をしてください。

### 今、国民年金に加入している人に...

第3号被保険者に該当する方で、今、国民年金に加入している方（夫又は妻が厚生年金や船員保険に加入している場合も同じ）は、特に次の点に注意してください。

○保険料は、3月分まで納めてください。

4月分以降の保険料の納付書が誤って送られたときは、納めないようにしてください。

○口座振替により、保険料を納めている方については、第3号被保険者の届け出をすれば、4月分以降の保険料は、口座から引き落としされませんので、改めて口座振替の「辞退届」は必要ありません。

※くわしくは、住民課年金係（内線41）へ。

### 家庭でしつけよう 新入学(園)児 の交通安全

交通事故から守るためにも、交通安全教育を、ぜひ実行してください。